

**別表 1 (相談窓口の設置) 【既存】**

市区町村が実施する創業支援等事業 (鴻巣市)

創業支援等事業の目標																								
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業に関する様々な相談に対して、鴻巣市商工会を中心とした創業支援機関と連携して対応できる体制を構築する。本計画に基づき、本市の広報紙をはじめホームページ等で対外的なPR活動を積極的に展開するとともに、鴻巣市商工会や市内金融機関等からも情報発信を行うことで、創業希望者を鴻巣市商工会創業ワンストップ相談窓口へ誘導する。</li> <li>・本市の開業率は、「埼玉県の産業と雇用のすがた (平成27年度版)」によると、全国・埼玉県を下回っており、新規事業者、開業数を増やすため、鴻巣市商工会に設置する創業ワンストップ相談窓口と連携して、商工観光課に創業相談窓口を設置し、商工観光課の職員2名を配置する。本市相談窓口では、各種支援施策に関する案内を作成、配布するとともに、創業希望者の問合せ内容を把握し、鴻巣市商工会創業ワンストップ相談窓口への誘導を行えるようにする。また、国・県・市の補助制度や制度融資など、創業ワンストップ相談窓口からの個別の案件に対して迅速な対応を行う。本市相談窓口の設置により、これまでは相談の実績がほとんどなかったが、年間5件程度の相談件数を目標とする。</li> <li>・本市における個別相談を受けて創業した件数は昨年度0件であったため、人員を2名配置し、本計画に基づき、本市と創業支援事業者である鴻巣市商工会及び関係機関との連携を図ることにより、年間相談件数の2割程度の1件の創業者創出を目標とする。</li> </ul>																								
<p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援相談件数：5件                      創業者数：1件</li> </ul>																								
<p><b>【開業率・廃業率 (平成26年～28年)】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開業率</th> <th>開業数 (年換算)</th> <th>廃業率</th> <th>廃業数 (年換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鴻巣市</td> <td>4.4%</td> <td>163</td> <td>6.7%</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>5.0%</td> <td>278,134</td> <td>7.5%</td> <td>418,800</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>5.0%</td> <td>12,647</td> <td>7.5%</td> <td>18,904</td> </tr> </tbody> </table> <p>※埼玉県の産業と雇用のすがた (令和元年度版) より</p>						開業率	開業数 (年換算)	廃業率	廃業数 (年換算)	鴻巣市	4.4%	163	6.7%	247	全国	5.0%	278,134	7.5%	418,800	埼玉県	5.0%	12,647	7.5%	18,904
	開業率	開業数 (年換算)	廃業率	廃業数 (年換算)																				
鴻巣市	4.4%	163	6.7%	247																				
全国	5.0%	278,134	7.5%	418,800																				
埼玉県	5.0%	12,647	7.5%	18,904																				
創業支援等事業の内容及び実施方法																								
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;窓口業務&gt; <b>【既存】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画により、創業ワンストップ相談窓口である鴻巣市商工会を中心に、本市と市内に支店のある金融機関、日本政策金融公庫熊谷支店、公益財団法人埼玉県産業振興公社 (創業・ベンチャー支援センター埼玉)、埼玉県信用保証協会、中小企業診断士等の各創業支援機関と連携して、様々な創業時の課題を解決する。</li> <li>創業支援等事業を一貫して円滑に実施するため、本市相談窓口には商工観光課の職員2名を配置し、平日の業務時間内 (8時30分から17時15分) で随時対応する。相談者に対して本事業計画の趣旨を説明し、鴻巣市商工会に引き継ぎができるように情報の聞き取りを行い、鴻巣市商工会と共有する。</li> <li>・本市相談窓口では、国・県・市・商工会等の支援施策一覧を作成するとともに、創業支援を実施している支援機関をとりまとめ、相談者に紹介できるようにする。(情報についてはホームページでも公開する) また、創業時に必要となる市への申請などの相談窓口とする。</li> <li>・創業に必要な要素別の各連携機関の役割は以下とする。</li> </ul> <p>&lt;創業に必要な要素と各連携機関が担う役割&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ターゲット市場の見つけ方</li> </ol>																								

市商工観光課、埼玉県産業振興公社（以下：県公社）及び鴻巣市商工会は、各連携機関が有する市場ニーズを集約し、市場ニーズの現状把握とターゲット市場の絞り込みを行う。

また、窓口相談、各種セミナー等により、市、商工会、県公社及び日本政策金融公庫がアドバイスする。

## 2. ビジネスモデルの構築の仕方

窓口相談、各種セミナー等により、市、鴻巣市商工会、県公社及び日本政策金融公庫が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。

## 3. 売れる商品・サービスの作り方

鴻巣市商工会及び県公社は、創業希望者が考える商品やサービスについてアドバイスを行う。高度な相談内容については、埼玉県商工会連合会の専門家派遣事業などを積極的に活用することにより解決を図る。

## 4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

窓口相談、各種セミナー等により、商工会、県公社及び日本政策金融公庫がアドバイスする。また、鴻巣市商工会は、中小企業診断士や税理士などの専門的知識を持った専門家を派遣し、販売先、ターゲット販売方法、価格へのアドバイスを行う。

## 5. 事業計画書の作成

※1～5においては、鴻巣市商工会創業ワンストップ相談窓口及び県公社の相談窓口でアドバイスと支援を実施するとともに、近隣商工会と本市、近隣市町の共催、鴻巣市商工会と本市及び県公社で各種創業セミナーを開催する。創業セミナーでは、事業を運営していくための経営手法や販売戦略などの座学を行い、経営計画を作成し、ビジネスモデルを構築する。

## 6. 資金調達

鴻巣市商工会創業ワンストップ相談窓口において、市内に支店のある金融機関（埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、東和銀行、群馬銀行、大光銀行、埼玉縣信用金庫、熊谷商工信用組合、川口信用金庫）、さらに県公社及び信用保証業務を行う埼玉県信用保証協会等と連携を図り、創業者のニーズを踏まえながら市や県の制度融資、日本政策金融公庫や各金融機関の融資を斡旋する。

また、鴻巣市商工会及び県公社が創業相談窓口において、資金調達へのアドバイスを行うとともに、創業計画書等の書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

## 7. 許認可、手続き

鴻巣市商工会が創業ワンストップ相談窓口及び創業セミナーにおいて鴻巣市と連携して、創業手続き、許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。また、より詳細な知識を必要とする場合には、埼玉県商工会連合会の専門家派遣事業等を活用し、専門家を派遣していただき相談を実施する。

さらに、相談窓口、各種セミナー等により、県公社及び日本政策金融公庫がアドバイスを行う。

## 8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

鴻巣市商工会が創業ワンストップ相談窓口及び創業セミナーにおいて、創業セミナー講師等にコンサルタントを依頼し、必要に応じ関係機関、専門家等と連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

さらに、窓口相談、各種セミナー等により、県公社及び日本政策金融公庫が継続的な

アドバイスをを行う。

#### <創業支援機関との連携>

- 平成27年度に、埼玉県サービス産業事業者応援事業を活用し、鴻巣市商工会が中心となり、埼玉県、市内支援機関（金融機関、中小企業診断士等）、日本政策金融公庫熊谷支店、埼玉県信用保証協会、鴻巣市による地域連携モデルチームを組織し、それぞれの機関が連携することにより創業支援を行ってきた。

この連携チームをベースに、引き続き「連携チーム」として創業支援を継続し、適宜会議を開催することにより、創業者や創業予定者に対して、各支援団体がそれぞれ実施できる支援を検討し情報を共有することで、本市における最適な創業経済環境を提供し、ビジネスモデルの策定と創業までのコーディネートを実施する。

- 市、県、商工会及び日本政策金融公庫をはじめとする市内金融機関の担当者による情報交換会を開催し、創業支援者の状況やフォローアップについて情報共有する。
- 各創業支援機関が支援を行った創業相談等の情報に関しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、本市と鴻巣市商工会で情報集約・一元化を図り、「創業支援カルテ」を作成する。カルテには相談日時、内容、アドバイス内容はもとより、生産物品、販路、販売方法、資金調達、人材等、創業希望者がどのような支援を望んでおり、どういった点が不足しているかが分かるようにし、それを見て適切な創業支援機関へ誘導し、創業実現まで創業支援機関が丁寧に指導をしていく。

※創業支援機関：鴻巣市商工会、公益財団法人埼玉県産業振興公社、株式会社日本政策金融公庫、埼玉県信用保証協会、市内各金融機関

#### <特定創業支援等事業について>

- 市が連携している上記創業支援機関が、1か月以上にわたり4回以上行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識が全て身につく事業を「特定創業支援等事業」とし、同事業を受けたことが報告書等で確認できた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とし、市で証明書を発行する。
- なお、創業相談ワンストップ窓口（別表2-1）、創業相談窓口（別表2-2）、創業セミナー（別表2-3）、各種創業セミナー（別表2-4）を組み合わせることも可能とし、合わせて1か月以上にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身についたことが確認できる者についても「特定創業支援等事業」を受けた者として、鴻巣市が証明書を発行する。

#### <各事業の共通事項について>

- 本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を鴻巣市が把握することとし、創業希望者に対するアンケート調査等により、常に体制を改善していくこととする。
- 特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告書等を電話、メール、訪問等により確認する。
- 創業後についても、鴻巣市商工会が中心となり鴻巣市や各創業支援機関等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、鴻巣市や鴻巣市商工会等の広報紙やホームページへの掲載を行うなど、広くPRに努める。
- 公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

#### (2) 創業支援等事業の実施方法

- 鴻巣市商工観光課に担当者2名を配置し、鴻巣市商工会創業ワンストップ相談窓口を中心とした各創業支援機関と連携した相談窓口を設置する。また、本市相談窓口と鴻巣市商工会創業ワンストップ相談窓口及び公益財団法人埼玉県産業振興公社の創業相談窓口の周知のためのパンフレットを窓口配架し、さらに各支援機関の窓口にも同様に配架

し、幅広く創業を目指す方の目に届くようにする。

- また、鴻巣市発行の「広報かがやき」、鴻巣市商工会発行の「鴻巣市商工会だより」等への掲載や、ホームページによる周知、新聞社への記事掲載依頼等を行い広くPRを図る。
- 鴻巣市や主たる支援機関である鴻巣市商工会のホームページには、事業の周知を図るだけでなく、創業に関するページを設けるとともに、問合せメールにも機敏に対応できるようにする。
- 相談を受けた鴻巣市及び鴻巣市商工会は各創業支援機関の協力により、相談者への継続的な対応に資するために「創業支援カルテ」を作成し、その情報を共有する。（個人情報等については、相談者本人の同意を得る）
- 各創業支援機関との連携を密にするため、各創業支援機関担当者との連絡会議を適宜開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

#### 計画期間

平成28年6月1日～令和8年3月31日

変更箇所については令和2年12月23日～令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第6回認定日以降の申請が対象となる。



- ・本事業の周知は、近隣商工会・市内公共機関・金融機関等に行う。また、鴻巣市商工会だより、市広報紙、各関係機関ホームページへの掲載、マスコミ関係の協力を得て、広く積極的に周知を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名・住所・連絡先・相談内容・相談日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て相談終了後直ちに鴻巣市に提出するとともに創業支援カルテに記録する。
- ・名簿及びカルテの管理については、個人情報保護法を遵守し鴻巣市と鴻巣市商工会で管理する。

計画期間

平成28年6月1日～令和8年3月31日

変更箇所については令和2年12月23日～令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第6回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-2 (創業相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 公益財団法人埼玉県産業振興公社 (創業・ベンチャー支援センター埼玉)</p> <p>(2) 住所 さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 3階</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 神田 文男</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 048-711-2222 FAX : 048-857-3921 担当 : 創業支援グループ 倉崎 哲雄</p>
創業支援等事業の目標
<p>事業計画や販路、金融、IT、福祉などの分野に経験豊富な民間の専門家による創業相談を実施する。また、各士業協会や埼玉県信用保証協会、日本政策金融公庫等の協力を得て、無料相談会も実施する。</p> <p>市の創業相談ワンストップ窓口とも緊密に連携し、それぞれの事業を相互が理解した上で、相談者に対する最適な窓口を紹介することとする。</p> <p>目標 : 過去 5 年間の埼玉県産業振興公社で取り扱った鴻巣市在住相談件数が年間 4 1 件、創業が年間 4 件であった。実績数値に基づき相談件数 4 1 件、創業者数 4 件を目標とする。なお、創業者数は別表 2-4 と重複するものとし、共通目標とする。</p> <p>支援対象者数 年間 4 1 件 創業者数 年間 4 件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;創業窓口相談&gt; 【既存・特定創業支援等事業】 創業予定者・新規創業者に対し、個別のアドバイスや情報提供を行う。</p> <p>ア 開業アドバイザーによる創業相談 (月~土) 創業予定者等の様々な相談に対し、きめ細かなアドバイスを行う。</p> <p>イ 士業による創業相談会 税務や社会保険、企業法務などの専門的な相談に社会保険労務士などの各士業団体の協力により、専門家が創業時や創業後の状況や課題に合わせた専門的なアドバイスを行う。</p> <p>ウ 出張創業相談会 (県内各所) 創業を考えている・創業間もない方でセンターへの来所が難しい方を対象に、県内各所において、開業アドバイザーによる創業相談会を行う。</p> <p>&lt;特定創業支援等事業について&gt; 経営、財務、人材育成、販路開拓について、1 回 1 時間程度の個別相談指導を 1 カ月以上にわたり 4 回以上実施し、4 分野の知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>なお、本創業窓口相談に創業相談ワンストップ窓口 (別表 2-1)、創業セミナー (別表 2-3)、各種創業セミナー (別表 2-4) を組み合わせることも可能とし、1 カ月以上にわたり 4 回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身についたと認められる者についても「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>ア 開業アドバイザーによる創業相談</p>

相談日／時間：月～土（年末年始（12/29～1/3）、祝日を除く）  
9：00～17：00（1回につき90分まで）  
場所：創業・ベンチャー支援センター埼玉  
利用方法：事前予約制  
利用料金：無料

イ 士業による創業相談会

相談日／時間：相談会ごとに異なる  
場所：創業・ベンチャー支援センター埼玉  
利用方法：前日営業日までに事前予約  
利用料金：無料

ウ 出張創業相談会（県内各所）

相談日：相談会場ごとに異なる  
時 間：10：00～16：00（相談時間は50分）  
場 所：県内の出張創業相談会場  
利用方法：前日営業日までに事前予約  
利用料金：無料

鴻巣市は積極的に本事業の周知に協力し、市のHP等で施策のPRを行う。

特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、指導内容、指導日時等を記載した記録を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後速やかに鴻巣市に提出する。また、鴻巣市より照会があった場合、必要な上記支援内容を提出する。

記録の管理については、個人情報保護法を遵守する。

特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。

市の創業相談窓口とも緊密に連携し、それぞれの事情を相互が理解した上で、相談者に対する最適な窓口を紹介することとする。

相談窓口は創業・ベンチャー支援センター埼玉だけでなく、鴻巣市の施設を利用し、また、市のHPでも周知するなど連携を図っていく。

市、県、商工会及び日本政策金融公庫をはじめとする市内金融機関の担当者による情報交換会において事業の実績、その後の状況などの情報共有を行う。

計画期間

平成30年9月1日～令和8年3月31日

変更箇所については、令和2年12月23日～令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第6回認定日以降の申請が対象となる。



- ・資金の調達方法
- ・マーケティング戦略
- ・顧客の獲得方法
- ・経理、税務、労務管理
- ・商工団体の活用

※【 】は予定される講師の所属等（必要に応じ、専門家等の派遣）

(イ)鴻巣市商工会、鴻巣市

➤ 創業セミナー【コンサルタント】＜経営＞＜財務＞＜人材育成＞＜販路開拓＞

- ・業種、業態に応じたセミナー
- ・創業に必要な手続き
- ・ビジネスモデルの考え方
- ・資金の調達方法
- ・マーケティング戦略
- ・顧客の獲得方法
- ・経理、税務、労務管理

※【 】は予定される講師の所属等（必要に応じ、専門家等の派遣）

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・会場準備、教材の準備等の事務手続きは各商工会、鴻巣市商工会及び鴻巣市が連携して行う。
- ・カリキュラムの作成、専門家の確保は各商工会、鴻巣市商工会及び鴻巣市が連携して行う。
- ・各市町、各商工会等のホームページ等で施策のPRを行う。
- ・卒業生については、国・県・各市町・各商工会の施策、補助金等を積極的に紹介し、活用してもらおうこととし、市、県、商工会及び日本政策金融公庫をはじめとする金融機関の担当者による情報交換会において事業の実績、その後の状況などの情報共有を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後速やかに鴻巣市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

#### 計画期間

平成28年6月1日～令和8年3月31日

変更箇所については令和2年12月23日～令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第6回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-4 (各種創業セミナー) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 公益財団法人埼玉県産業振興公社 (創業・ベンチャー支援センター埼玉)</p> <p>(2) 住所 さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 3階</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 神田 文男</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 048-711-2222 FAX : 048-857-3921 担当者 : 創業支援グループ 倉崎 哲雄</p>
創業支援等事業の目標
<p>創業手続きや税務等の実務的な講座、IT活用やマーケティング手法など、創業前後に必要な知識を総合的に学ぶ創業セミナーを実施する。</p> <p>目標 : 過去 5 年間の埼玉県産業振興公社が取り扱った鴻巣市在住セミナー参加者数が年間 26 名、創業者数 4 であった。この実績数値に基づき、セミナー参加者 26 名、創業者数 4 件を目標とする。なお、創業者数は別表 2-2 と重複するものとし、共通目標とする。</p> <p>支援対象者数 年間 26 名 創業者数 年間 4 件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容&lt;創業セミナー&gt; <b>【既存・特定創業支援事業】</b></p> <p>&lt;創業セミナー&gt; <b>【既存・特定創業支援等事業】</b></p> <p>創業までの心構えから創業後のマーケティング等まで、利用者のステージに合わせて総合的に学ぶことができるセミナーを開催する。受講者は各回ごとに募集し、単発での受講も可とする。</p> <p>&lt;特定創業支援等事業について&gt;</p> <p>講義の内、4 回以上、1 カ月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の 4 つの知識が身につく講義を受講した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とし、</p> <p>「特定創業支援等事業」を受けた者に対しては講座終了後もフォローアップを継続し、確実な創業につなげる。</p> <p>なお、本創業セミナーにワンストップ窓口相談 (別表 2-1)、創業窓口相談 (別表 2-2)、及び創業セミナー (別表 2-3) を組み合わせることも可能とし、1 カ月以上にわたり 4 回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身についたと認められる者についても「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>&lt;創業セミナーの内容 (案) &gt; (タイトル【講師】&lt;対象分野&gt;)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起業準備セミナー (入門編) <b>【中小企業診断士】</b> &lt;4 分野すべて&gt;</li> <li>・ 起業準備セミナー (ビジネスプラン作成編) <b>【中小企業診断士】</b> &lt;4 分野すべて&gt;</li> <li>・ 起業実務手引きセミナー <b>【税理士・行政書士】</b> &lt;4 分野すべて&gt;</li> <li>・ 起業副業はじめ方セミナー <b>【中小企業診断士】</b> &lt;経営&gt;&lt;財務&gt;</li> <li>・ HP/SNS マーケティングセミナー (超入門編) / <b>【IT コンサルタント】</b> &lt;販路開拓&gt;</li> <li>・ HP/SNS マーケティングセミナー (活用編) <b>【IT コンサルタント】</b> &lt;販路開拓&gt;</li> </ul>

- ・はじめての経理セミナー【税理士・中小企業診断士】＜財務＞
- ・はじめての営業セミナー【中小企業診断士】＜販路開拓＞
- ・はじめての雇用セミナー【中小企業診断士・社会保険労務士】＜人材育成＞
- ・事例に学ぶ経営ノウハウセミナー【中小企業診断士】＜4分野すべて＞
- ・はじめての確定申告セミナー【税理士】＜財務＞
- ・女性プチ起業はじめ方セミナー【中小企業診断士】＜経営＞
- ・女性創業スタートアップ塾【中小企業診断士・税理士】＜4分野すべて＞
- ・シニア起業はじめ方セミナー【中小企業診断士・行政書士】＜経営＞
- ・シニア起業基礎セミナー【コンサルタント】＜4分野すべて＞

※【 】は予定される講師の所属等

## (2) 創業支援等事業の実施方法

### 創業セミナー

テーマ毎に、外部講師等を活用して開催する。

<テーマ例>

- ・創業準備・計画セミナー
- ・人材雇用・育成セミナー
- ・営業・販促セミナー
- ・会計・税務セミナー
- ・シニア創業セミナー
- ・女性創業セミナー など

特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、指導内容、指導日等を記載した記録を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後速やかに鴻巣市に提出する。また、鴻巣市より照会があった場合、必要な上記支援内容を提出する。

記録の管理については、個人情報保護法を遵守する。

特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。

鴻巣市は積極的に本事業の周知に協力し、鴻巣市のホームページ等でPRを行い各種セミナーのチラシやパンフレットなどを、鴻巣市役所をはじめ市内の公共施設や金融機関等に配置するなど広く周知する。

また、セミナー参加者へのフォローアップや追跡調査については随時実施し、鴻巣市や鴻巣市商工会などの支援メニューを紹介するなど個別ニーズに適合した支援を実施する。

さらには、市、県、商工会及び日本政策金融公庫をはじめとする金融機関の担当者による情報交換会において、セミナー受講後に創業した方の進捗状況やフォローアップについて、情報共有する。

### 計画期間

平成30年9月1日～令和8年3月31日

変更箇所については、令和2年12月23日～令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第6回認定日以降の申請が対象となる。